平成27年11月26日 第6回福祉先進都市・東京の実現に向けた 地域包括ケアシステムの在り方検討会議

世田谷区の介護予防の取り組みと課題

~介護予防の取り組みから見えてきた 大都市における課題~

世田谷区 高齢福祉部 介護予防・地域支援課

• 1

世田谷区の概要

※平成27年4月1日現在

人口	877, 833人
65歳以上人口	175, 483人
高齢化率	20.0%
介護保険認定率	20.6% ※平成26年度末時点



あんしんすこやかセンター イメージキャラクター 「あんすこ君」



世田谷区の地域包括支援センターの設置状況

(あんしんすこやかセンター)

(H27.5月現在)

地域包 括支援 セン ター数	・27箇所 ※13法人が設置 (社会福祉法人:12 医療法人:1) ・出張所・まちづくりセンター毎に1箇 所
職員数	161人 (27箇所の総数) ⇒ 平均 5.9人 社会福祉士:56人 主任介護支援専門員:31人 保健師等:31人 その他(ケアマネジャー等):43人

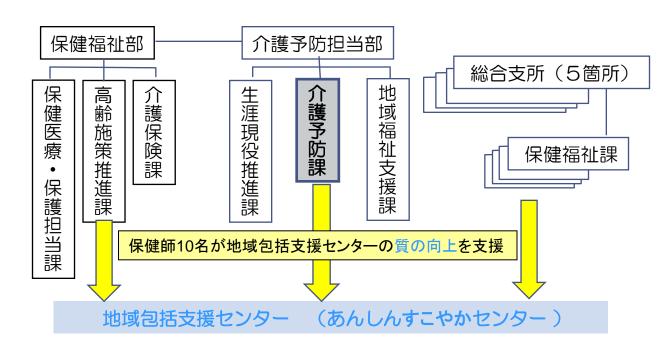


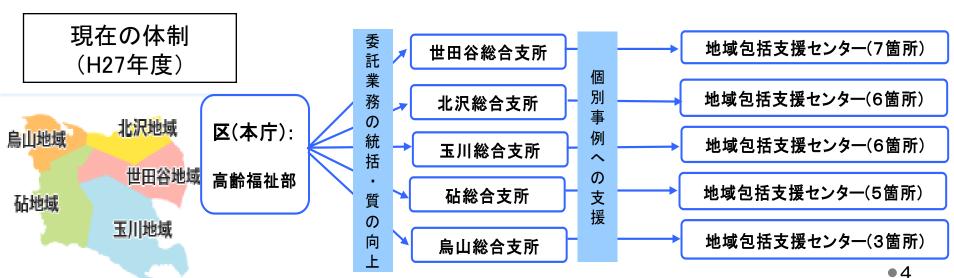
- 区の政策方針で出張所・まちづくりセンターとの一体化を順次進めている。
- 平成27年3月時点で17箇所の一体化が整備済み。28年度中に22箇所まで完了予定。残り5箇所は 29年以降に整備していく予定。
- 子どもや障害者からの相談も相談対象とするモデル事業を平成26年10月から1箇所、27年7月から
- 5箇所で実施。28年度には全区展開予定。
- 同時に区の行政窓口である出張所・まちづくりセンターと社会福祉協議会、あんしんすこやかセンター が連携して地域包括ケアに取り組むモデル事業も開始している。

高齢者に関わる区の体制

地域包括支援センター 創設当時の体制 (H18年度)

- 保健師10名を介護予防課 に集中配置
- 保健師が2人一組が各地 域毎の地域包括支援セン ターの担当となり巡回し、 現場の課題を一緒に考え、 地域での動き方を伝授





世田谷区の介護予防の取り組み

	年度	国の動向	区の実施内容
第3期	平成18年度	介護保険制度改正 <u>地域支援事業の創設</u>	介護予防事業(運動器の機能向上 プログラム・口腔機能向上プログラム・低栄養改善プログラムを開始)
第4期	平成22年度	地域支援事業要綱改正 (生活機能評価の廃止)	介護予防事業を引き続き実施(低 栄養改善プログラムは見直し)
第5期	平成24年度	介護保険制度改正 <u>介護予防・日常生活支</u> <u>援総合事業の創設</u>	生活機能評価を23年度で終了し、 基本チェックリストの郵送調査開始
	平成24年10 月~ 平成25年度	市町村介護予防強化推 進事業実施	モデル事業に参加 4地区をモデル地区として地域包 括支援センターに委託して実施
	平成26年度		介護予防・日常生活支援総合事業 開始(生活支援サービス、専門職 による訪問事業開始)
第6期	平成27年度	介護保険制度改正 新しい介護予防・日常生 活支援総合事業創設	平成28年4月からの開始を決定し、 訪問・通所とも現行相当、サービス A、B、Cを実施予定で準備中

市町村介護予防強化推進事業(予防モデル事業)の概要

事業の目的

※平成24-25年度の予算事業として実施

要支援者等に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために、一次予防事業対象者から要介護2までの者であって、ADLが自立又は見守りレベルかつ日常生活行為の支援の必要可能性のある者に対するサービスニーズの把握、必要なサービス(予防サービス及び生活支援サービス)の実施、効果の計測及び課題の整理。

1年目(平成24年度)モデル市区町村(13市区町村)において、以下の流れにより事業を実施。

Step1 事前評価(IADLの自己評価及び保健師等による評価)



Step2 予防サービス及び生活支援サービスの実施

予防サービス(通所と訪問を組み合わせて実施)

通所



訪問

専門職等が対応(委託可)

·二次予防事業 等

専門職等が対応(委託可)

・家事遂行プログラム 等

"卒業"後は、住民運営の"居場所"に移行

体操教室 食事会 等



生活支援サービス

- 配食
- 見守り
- ・ごみ出し
- 外出支援 等



認知症

この事業で 受けとめきれない 課題を明らかにする。

地域の社会資源や地域住民※を活用して実施

(※老人クラブ、シルバー人材センター、フィットネスクラブ、地域の活動的な高齢者等)

Step3 事後評価(IADLの自己評価及び保健師等による評価)

2年目(平成25年度)

引き続き予防モデル事業を実施。



・厚生労働省において、予防サービス及び生活支援サービスの類型化及び好事例の紹介。

地

市町村介護予防強化推進事業の実施内容~厚生労働省HPより

地域資源を活用した多様な通いの場の取組例 ~東京都世田谷区~

〇世田谷区は、地域包括支援センターとの定期的な連絡会議で現場の問題を共有し、関係機関の調整 など必要な行政対応を行いながら、地域包括支援センターの地域づくりをサポート。地域包括支援セ ンター単位で都市部の豊富な地域資源を活用して多様な通いの場の創設や外出支援を実現している

【ここがポイント!】

- ①区の保健師が、地域包括支援センターと地域で行動を共にして地域づくりのノウハウを伝授
- ②その後、各地域包括支援センターが担当地域の自治組織や住民と会合等を通じて関係づくり

地域づくりの下準備

- ○地域づくり研修会・勉強会
- ○地域づくり手法の教材作成
- ○地域資源マップの作成 各地域包括支援センターが、 担当地区の情報を地図に書き 込み、地域の特徴を可視化 (宅配してくれるスーパー、ベ ンチのある歩道、散歩に適し たルート等)

後方支援

定例的

な研修

会議

会•連絡

モデル事業による取組み

- 〇4地区の地域包括支援センターと区の 連絡会議
- アイディアの持ち寄り
- 資源活用上の課題整理
- 有益情報の共有
- ・新メニューの立ち上げ手順の確認等



1 オポハポ	· 59
地域包括支援セン ター	委託 27力所
総人口	862,840人
65歳以上高齢者人口	165,913 人(19.2%)
75歳以上高齢者人口	84,367人(9.8%)
要介護認定率	20.4%
第5期1号保険料	5,100円

町会会館の筋力アップ教 室(A地区)

・地区内のサロンや住民の自主活動 を全て調べ、通いの場が乏しい地 区を特定。徒歩10分以内で行ける 範囲で会場を確保し、新たな筋力 アップ教室を立ち上げた。

90分×週1回、 参加費 無料 住民ポランティアの協力あり 理学療法士が定期的に指導助言

大学を会場とした通所 (B地区)

- ・大学を会場として、デイサービスを利 用していない要支援者等が行きたくな る通所プログラムを立ち上げた。(大 学の使用交渉は区が担当)
- アート体験、ヨガ、ミニ講義、民謡、子 どもと遊ぶなどの多彩なプログラム 120分×週1回 参加費100円/回 学生・住民ボランティアの協力あり

喫茶店の集いの場 (C地区)

- デイサービスを利用していない要 支援者等の外出のきっかけづくりと して喫茶店を集いの場にした。
- ・店の和式トイレは簡易洋式便座をか ぶせて使用しやすくした(福祉用具 事業者に協力要請)

90分×月2回 参加費 300円/回

住民ボランティアの協力あり

都営住宅の外出支援 (D地区)

- ・交通量の多い国道を横断しなけ れば買物等に行けない都営住宅 の要支援者等のための外出支 援を立ち上げた
- 福祉施設の送迎車両の遊休時 間帯を利用してスーパーや郵便 局へ送迎

参加費 300円/回 月1回 住民ボランティアの協力あり

市町村介護予防強化推進事業を通して見えてきた良い変化

- 〇開設当初より「地域づくり」に力点をおき、地域包括支援センターへの支援を実施してきたことが今回の成果につながった。
- ○介護保険サービスありきではなく、いかに地域の資源を活用して、個々の状態にあった支援を組み立てるかということを通して、地域包括支援センターの職員の意識が変わった。
- ⇒自立支援の視点で介護予防ケアマネジメントを実施する意 識がとても重要
- 〇閉じこもりがちになっている日常の活動が少ない高齢者に は、<u>外出意欲を高める働きかけと多様な通いの場の選択肢</u> <u>が必要</u>
- ⇒ 会場の確保が課題

市町村介護予防強化推進事業のその後

- 〇モデル事業で得られた成果をもとに、平成26年4月より介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)を開始。地域づくりについての良い取り組みは、他の23箇所の地域包括支援センターと共有し、他の地区にも取組みを拡大していく働きかけが重要
 - ⇒他地区でも買い物支援の取り組みや介護予防の自主グループが立ち 上がっている。
- 〇専門職による訪問は総合事業の中で継続して実施
 - ⇒平成28年度からの新しい総合事業では、介護予防・生活支援サービス の訪問型Cのサービスとして継続予定
- ○要支援認定者は家事援助についての簡易な支援のニーズがあり、その ために介護保険のサービスを利用することがあるため、シルバー人材 センターへ委託し、簡易な家事援助のサービスを総合事業で開始
 - ⇒平成28年度からの新しい総合事業では訪問型Bのサービスとして継続予定

これまでの介護予防とこれからの介護予防

これまでの介護予防の問題点

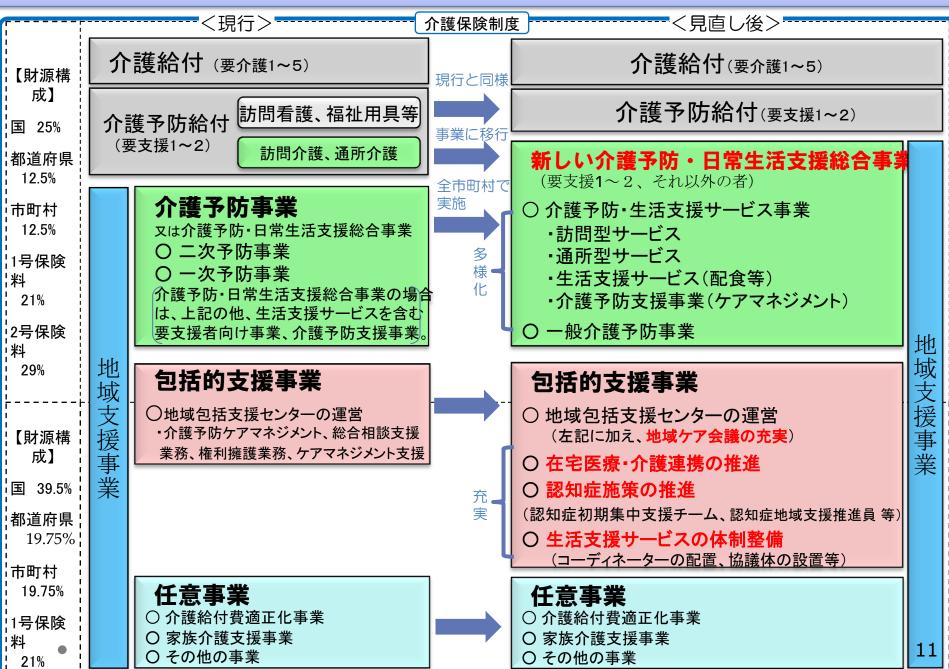
- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者の多くも、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかった。

これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練などの<u>高齢者本人へのアプローチだけではなく</u>、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、<u>高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、</u>地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援 ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、<u>結果として介護予防</u> にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が 継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

厚生労働省HP資料より抜粋

【国の資料:参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

訪問型サービス (第1号訪問事業) 介護相当

多様な

サービス

- 現行の訪問 ①訪問介護
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

介護予防 生活 支援サービス事 業

通所型サービス (第1号通所事業) ・現行の通所 ①通所介護 介護相当

多様な サービス

- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

(従来の要支援 者)

- 要支援認定を受 けた者(要支援 者)
- ・ 基本チェックリス 卜該当者(介護予 防·生活支援 サービス対象事 業者)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準 じる自立支援に資する生活支援(訪問 型サービス・通所型サービスの一体的 提供等)
- ※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を 踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 一般介護予防事業
- 第1号被保険者の全ての者
- その支援のための活動に 関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- 4 一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

厚生労働省HP資料より抜粋

介護予防・

日常生活

支援総合

新しい

総合事業)

事業

これまでの取り組みから見えてきた課題

現状

- ①世田谷区は地域活動が盛んで、自主的に活動しているグループが多く、サロンの数は都内でも有数である。
- ②しかし、計画策定時の日常生活圏域ニーズ把握調査では「地域活動に参加している高齢者」は43%程度であった。
- ③介護認定率は20.6%と東京都の平均よりも高く、健康寿命 (要支援)は女性は23区中、15位と低い。
- ④要支援認定者約1万人のうち半数近くはサービスを利用していない。⇒何かあったときのために申請をしておきたい。

課題

- ①介護予防の取り組みを進めるスローガンの発信や、わかりやすい体操の普及が必要と以前から考えていたが、具体的には進んでいなかった。
- ②介護予防は地域づくりからという理念は、当初から地域包括支援センターと共有してきており、地域包括支援センターでは自主グループの立ち上げなどを実施してきているので協力体制は取りやすい。
- ③安心のために申請をしておくのではなく、安心して暮らせる環境を作っていくことが大切

地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業

●目的

生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、体操などを行う住民運営の通いの場を充実する。

●事業内容

国(アドバイザー組織)と都道府県が連携し、モデル市町村が住民運営の通いの場を充実していく各段階において、研修及び個別相談等の技術的支援を行う。

●市町村支援における役割分担

[都道府県]

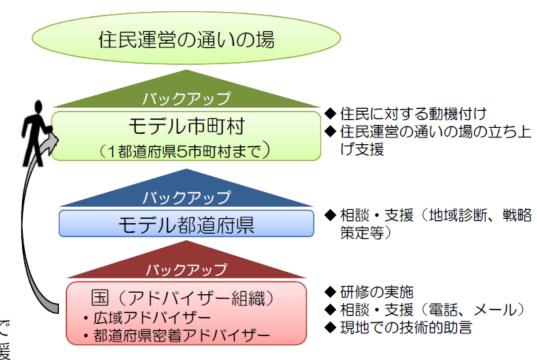
- モデル市町村のとりまとめ
- 研修会の開催
- ・アドバイザーと市町村担当者をつなぐ

[広域アドバイザー]

- ・2~3県を広域的に担当
- ・地域づくりによる介護予防の実践経験を 活かした、具体的な技術支援

[都道府県密着アドバイザー]

- ・所在の1県を担当
- ・市町村担当者が地域づくりを実践する中で 抱える課題等に対する日常的な相談・支援



地域づくりによる介護予防とは

住民運営の通いの場の充実プログラム

<コンセプト>

- ◆市町村の全域で、高齢者が容易に通える範囲に通いの 場を住民主体で展開
- ◆前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等何 らかの支援を要する者の参加を促す
- ◆住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を 目指す
- ◆後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などを 実施
- ◆体操などは週1回以上の実施を原則

厚生労働省HP資料より抜粋

地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業のイメージ

アドバイザーによる支援のイメージ

(アドバイザー組織)

モデル都道府県

モデル市町村

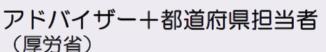
アドバイザー

情報収集すべき項目の提示



地域診断

住民の自主活動が既にどれくらい展開されているのか等の情 報を整理する



戦略策定の支援



相談

戦略策定

- 地区内でどのように通いの場を充実するのか等の計画立案す る(いつ、どこに、何箇所程度等)
- 住民の動機付け方法の戦略を立てる

アドバイザー+都道府県担当者

- 現地支援
- 電話・メール相談







モデルとなる住民運営の通いの場を立ち上げ

- 立ち上げの経験を積む
- ・通いの場の効果として、高齢者が元気になる過程を記録する。

住民運営の通いの場の本格育成

- 戦略に基づき、通いの場を展開する
- ・モデルとなった通いの場での効果等を用い住民を動機付ける

住民運営の通いの場の拡大

リハビリ専門職等の活用

高齢者人口の1割以上が通いの場に参加

世田谷区の今後の取り組み

- 新しい総合事業の開始を平成28年4月からとし、指定事業者によるサービスだけでなく、シルバー人材センターなどを活用した住民主体のサービスBも含めて実施できるように準備している。
- ・出来るだけ、多様な実施主体のよるサービスを活用し、個々の高齢者状況に応じたケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センターの質を高める支援をしていく。(マニュアル作成など)
- ・27年度の国の地域づくり介護予防推進事業のモデル自治体として取り組み、住民主体介護予防活動の実践例を作り、その活動を広げていくことにより、介護予防を通じた地域づくり ・に取り組んでいく

まとめ

◆大都市では住民のニーズが様々で、1つの成功事例があっても単純には広げていけないが、地区(日常生活)圏域)ごとで細かく展開することで糸口は見つかる。

- ◆結局は、地道な地域資源の把握とネットワークづくり、それらをつなぐ担当者の想像力、企画力。
- ◆具体的な事例を通じて、住民、事業者の意識改革 が重要。そのためにまずは職員の意識改革から。